



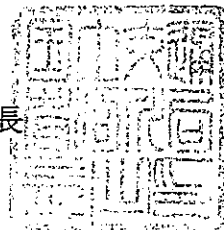
日本学術会議会長 様

資料2

国河計調第22号

平成23年1月13日

国土交通省河川局長



河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価について（依頼）

自然的・社会的条件から水害に対して脆弱な国土構造を有する我が国においては、古くから治水対策を行うことにより、我が国の発展を支える社会経済活動の基盤を整備してきました。今後も持続的に国土を保全し、安全で安心な国民生活の確保を図るためには、長期的な視点で計画的な治水対策を行う必要があります。そのため、河川法においては、長期的な河川整備の方針として、洪水防御に関する計画の基本となる洪水である基本高水等を定めた河川整備基本方針を策定することとしています。基本高水を設定する方法としては、種々の方法がありますが、一般的には、観測された雨量データや流量データを分析し、流域の特性に応じて流出計算モデルを構築し、それを用いて算出された結果等を総合的に検討して決定しています。

現在、計画の前提となるデータについては、ダム事業の検証の中で詳細に点検を行っているところですが、利根川水系においては、平成17年度の河川整備基本方針策定時に飽和雨量などの定数に関して十分な検証が行われていなかったこと等から、データを点検した上で、現行の流出計算モデルの問題点を整理し、蓄積されてきたデータや知見を踏まえて新たな流出計算モデルを構築し、これを用いた基本高水の検証を行うこととしています。

これらは国土交通省が自ら行うものですが、その際には、学術的な観点からの評価をいただくことが重要であり、評価をいただく上では、客観性と中立性の確保が不可欠であると考えています。客観性と中立性を確保するためには、第三者的で独立性の高い学術的な機関に評価を依頼する必要があると考えており、国土交通省は、この評価を行う主体として日本学術会議がふさわしいと考え、貴会議に依頼することとしました。

つきましては、利根川水系における河川流出モデル・基本高水の設定手法の検証に関する学術的な観点からの評価について、貴会議におかれましてよろしくご審議の上、ご意見をくださるよう、お願い申し上げます。なお、審議に当たっては、透明性の確保に最大限努めていただくとともに、河川流出モデル・基本高水に関して知見を有する研究者等から広く意見を聴く措置を講じていただきますように、あわせてお願い申し上げます。